

平成 28 年 12 月 16 日

企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」

企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（改正平成 24 年 5 月 17 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p>企業会計基準第 26 号 「退職給付に関する会計基準」</p> <p style="text-align: center;">〔平成 10 年 6 月 16 日〕 企業会計審議会 改正平成 24 年 5 月 17 日 <u>最終改正平成 28 年 12 月 16 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第 26 号 「退職給付に関する会計基準」</p> <p style="text-align: center;">〔平成 10 年 6 月 16 日〕 企業会計審議会 改正平成 24 年 5 月 17 日 企業会計基準委員会</p>
<p>会計基準</p> <p>範 囲</p> <p>3. 本会計基準は、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に支給される給付（退職給付）の会計処理に適用する。</p> <p>ただし、株主総会の決議又は<u>指名委員会等設置会社</u>における報酬委員会の決定が必要となる、取締役、会計参与、監査役及び執行役（以下合わせて「役員」という。）の退職慰労金については、本会計基準の適用範囲には含めない。</p>	<p>会計基準</p> <p>範 囲</p> <p>3. 本会計基準は、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に支給される給付（退職給付）の会計処理に適用する。</p> <p>ただし、株主総会の決議又は委員会設置会社における報酬委員会の決定が必要となる、取締役、会計参与、監査役及び執行役（以下合わせて「役員」という。）の退職慰労金については、本会計基準の適用範囲には含めない。</p>

改正後	改正前
<p>確定給付制度の開示</p> <p>注記事項</p> <p>30. 確定給付制度については、次の事項を連結財務諸表及び個別財務諸表に注記する。なお、(2)から(11)について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 退職給付の会計処理基準に関する事項 (2) 企業の採用する<u>確定給付制度</u>の概要 (3) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (4) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表 (6) 退職給付に関連する損益 (7) その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳 (8) 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳 (9) 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む。） (10) 数理計算上の計算基礎に関する事項 (11) その他の事項 	<p>確定給付制度の開示</p> <p>注記事項</p> <p>30. 確定給付制度に係る次の事項について連結財務諸表及び個別財務諸表において注記する。なお、(2)から(11)について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 退職給付の会計処理基準に関する事項 (2) 企業の採用する<u>退職給付制度</u>の概要 (3) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (4) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表 (6) 退職給付に関連する損益 (7) その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳 (8) 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳 (9) 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む。） (10) 数理計算上の計算基礎に関する事項 (11) その他の<u>退職給付</u>に関する事項

改正後	改正前
<p>確定拠出制度の会計処理</p> <p>31. 確定拠出制度については、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理する。<u>また、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理するため、未拠出の額は未払金として計上する。</u></p>	<p>確定拠出制度の会計処理及び開示</p> <p>31. 確定拠出制度においては、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理する。</p>
<p>確定拠出制度の開示</p> <p>表 示</p> <p>32. 前項の費用は、第 28 項の退職給付費用に含めて計上する。</p>	<p>32. 前項の費用は、第 28 項の退職給付費用に含めて計上し、<u>確定拠出制度に係る退職給付費用として注記する。また、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理するため、未拠出の額は未払金として計上する。</u></p>
<p>注記事項</p> <p>32-2. <u>確定拠出制度については、次の事項を連結財務諸表及び個別財務諸表に注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</u></p> <p>(1) <u>企業の採用する確定拠出制度の概要</u></p> <p>(2) <u>確定拠出制度に係る退職給付費用の額</u></p> <p>(3) <u>その他の事項</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>複数事業主制度の会計処理及び開示</p> <p>33. 複数の事業主により設立された確定給付型企业年金制度を採用している場合においては、次のように会計処理及び開示を行</p>	<p>複数事業主制度の会計処理及び開示</p> <p>33. 複数の事業主により設立された確定給付型企业年金制度を採用している場合においては、次のように会計処理及び開示を行</p>

改正後	改正前
<p>う。</p> <p>(1) 合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算をした上で、第 13 項から第 30 項の確定給付制度の会計処理及び開示を行う。</p> <p>(2) 自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、第 31 項、<u>第 32 項及び第 32-2 項</u>の確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行う。この場合、当該年金制度全体の直近の積立状況等についても注記する。</p>	<p>う。</p> <p>(1) 合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算をした上で、第 13 項から第 30 項の確定給付制度の会計処理及び開示を行う。</p> <p>(2) 自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、第 31 項<u>及び第 32 項</u>の確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行う。この場合、当該年金制度全体の直近の積立状況等についても注記する。</p>
<p>適用時期等</p> <p>34. <u>平成 24 年に改正した本会計基準</u>（以下「平成 24 年改正会計基準」という。）は、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。</p>	<p>適用時期等</p> <p>34. 本会計基準は、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。</p>
<p>36. 第 34 項に従って<u>平成 24 年改正会計基準</u>を適用後、前項に掲げた定めを適用しない期間がある場合、当該期間については、企業会計審議会「退職給付に係る会計基準」（以下「平成 10 年会計基準」という。）における退職給付債務及び勤務費用に関する定め（同基準 二 2、三 2(1)及び(2)）並びに特別損益におけ</p>	<p>36. 第 34 項に従って<u>本会計基準</u>を適用後、前項に掲げた定めを適用しない期間がある場合、当該期間については、企業会計審議会「退職給付に係る会計基準」（以下「平成 10 年会計基準」という。）における退職給付債務及び勤務費用に関する定め（同基準 二 2、三 2(1)及び(2)）並びに特別損益における表示の定め（同基準 四 2）に従う。</p>

改正後	改正前
<p>る表示の定め（同基準 四 2）に従う。</p>	
<p>37. 第 34 項及び第 35 項に従って平成 24 年改正会計基準を適用するにあたり、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。平成 24 年改正会計基準の適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、第 34 項の適用に伴うものは純資産の部における退職給付に係る調整累計額（その他の包括利益累計額）に、第 35 項の適用に伴うものは期首の利益剰余金に加減する。</p>	<p>37. 第 34 項及び第 35 項に従って本会計基準を適用するにあたり、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。本会計基準の適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、第 34 項の適用に伴うものは純資産の部における退職給付に係る調整累計額（その他の包括利益累計額）に、第 35 項の適用に伴うものは期首の利益剰余金に加減する。</p>
<p>38. 第 35 項に従って平成 24 年改正会計基準を適用するにあたっては、その適用前に第 19 項(1)に定める期間定額基準を採用していた場合であっても、適用初年度の期首において、第 19 項(2)に定める給付算定式基準を選択することができる。</p>	<p>38. 第 35 項に従って本会計基準を適用するにあたっては、その適用前に第 19 項(1)に定める期間定額基準を採用していた場合であっても、適用初年度の期首において、第 19 項(2)に定める給付算定式基準を選択することができる。</p>
<p>38-2. 平成 28 年に改正した本会計基準（以下「平成 28 年改正会計基準」という。）は、平成 29 年 1 月 1 日以後適用する。</p>	<p>（新 設）</p>
<p>議 決</p> <p>42. 平成 24 年改正会計基準は、第 243 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は以下のとおりである。</p> <p>（以下 略）</p>	<p>議 決</p> <p>42. 本会計基準は、第 243 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は以下のとおりである。</p> <p>（以下 略）</p>
<p>42-2. 平成 28 年改正会計基準は、第 350 回企業会計基準委員会に</p>	<p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p><u>出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は以下のとおりである。</u></p> <p>(以下 略)</p>	
<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p>平成 24 年改正会計基準の公表</p> <p>48. 平成 21 年 1 月には、今後の取組みの中で、退職給付に関する会計基準等をどのように見直していくかについての検討に資するよう、「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)を公表し、広く意見を求めた。当委員会は、論点整理に寄せられたコメントを分析し検討を重ねた結果、我が国における退職給付に関する会計基準の見直しを 2 つのステップに分け、ステップ 1 においては、以下を取り扱うこととした。</p> <p>(1) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法の見直し (第 55 項及び第 56 項参照)</p> <p>(2) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し (第 57 項、第 60 項から第 63 項及び第 66 項参照)</p> <p>(3) 開示の拡充 (第 77 項参照)</p> <p>平成 22 年 3 月には、平成 10 年会計基準を改正する企業会計</p>	<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p>平成 24 年改正会計基準の公表</p> <p>48. 平成 21 年 1 月には、今後の取組みの中で、退職給付に関する会計基準等をどのように見直していくかについての検討に資するよう、「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)を公表し、広く意見を求めた。当委員会は、論点整理に寄せられたコメントを分析し検討を重ねた結果、我が国における退職給付に関する会計基準の見直しを 2 つのステップに分け、ステップ 1 においては、以下を取り扱うこととした。</p> <p>(1) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法の見直し (第 55 項及び第 56 項参照)</p> <p>(2) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し (第 57 項、第 60 項から第 63 項及び第 66 項参照)</p> <p>(3) 開示の拡充 (第 77 項参照)</p> <p>平成 22 年 3 月には、平成 10 年会計基準を改正する企業会計基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準 (案)」(第 44 項</p>

改正後	改正前
<p>基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準（案）」（第 44 項から第 46 項に掲げた平成 10 年会計基準の一部を改正する 3 つの企業会計基準も引き継いでいる。）を公表し、広く意見を求めた。公開草案に対して寄せられたコメントの中には、退職給付会計の改正は関連諸制度との調整が必要となること等を踏まえて、個別財務諸表への適用は慎重に検討すべきという意見があった。こうした中、個別財務諸表を当面どのように取り扱うべきかについて意見を聴取するために、公益財団法人財務会計基準機構内において平成 22 年 9 月に「単体財務諸表に関する検討会議」（以下「単体検討会議」という。）が設置され、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いが当該会議における論点の 1 つとして取り上げられて議論された。単体検討会議の報告書は平成 23 年 4 月に公表され、当委員会では報告書で示された方向性の考え方を十分斟酌しつつ、その後も時間をかけて慎重に検討を重ねた（第 86 項から第 89 項参照）。平成 24 年改正会計基準は、このような経緯を経て、公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。</p>	<p>から第 46 項に掲げた平成 10 年会計基準の一部を改正する 3 つの企業会計基準も引き継いでいる。）を公表し、広く意見を求めた。公開草案に対して寄せられたコメントの中には、退職給付会計の改正は関連諸制度との調整が必要となること等を踏まえて、個別財務諸表への適用は慎重に検討すべきという意見があった。こうした中、個別財務諸表を当面どのように取り扱うべきかについて意見を聴取するために、公益財団法人財務会計基準機構内において平成 22 年 9 月に「単体財務諸表に関する検討会議」（以下「単体検討会議」という。）が設置され、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いが当該会議における論点の 1 つとして取り上げられて議論された。単体検討会議の報告書は平成 23 年 4 月に公表され、当委員会では報告書で示された方向性の考え方を十分斟酌しつつ、その後も時間をかけて慎重に検討を重ねた（第 86 項から第 89 項参照）。平成 24 年に改正した本会計基準（以下「平成 24 年改正会計基準」という。）は、このような経緯を経て、公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。</p>
<p>平成 28 年改正会計基準の公表 49-2. <u>平成 28 年改正会計基準は、実務対応報告第 33 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」においてリスク分担型企業年金の会計処理及び開示を明らかにしたこと</u></p>	<p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>に伴い、<u>確定拠出制度に係る注記事項を整備するために改正を行ったものである（第 32-2 項参照）。</u></p>	
<p>確定給付制度の会計処理 年金資産 （退職給付に係る資産の上限）</p> <p>72. IAS 第 19 号「従業員給付」では、積立状況を示す額が負の値となる場合、退職給付制度からの返還又は将来掛金の減額による経済的便益がないと判断される部分については、資産計上を認めないとしている。<u>平成 24 年改正会計基準の審議の過程では、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、資産に上限を定める考え方を再び我が国の会計基準にも導入すべきかについて検討を行ったが、退職給付制度を巡る環境の相違などを踏まえ、今後の IFRS の動向を見極める必要性もあることなどから、平成 24 年改正会計基準では取り扱わないこととした。</u></p>	<p>確定給付制度の会計処理 年金資産 （退職給付に係る資産の上限）</p> <p>72. IAS 第 19 号「従業員給付」では、積立状況を示す額が負の値となる場合、退職給付制度からの返還又は将来掛金の減額による経済的便益がないと判断される部分については、資産計上を認めないとしている。<u>本会計基準の審議の過程では、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、資産に上限を定める考え方を再び我が国の会計基準にも導入すべきかについて検討を行ったが、退職給付制度を巡る環境の相違などを踏まえ、今後の IFRS の動向を見極める必要性もあることなどから、平成 24 年改正会計基準では取り扱わないこととした。</u></p>
<p>確定拠出制度の会計処理</p> <p>78. 確定拠出制度の会計処理については、平成 10 年会計基準では明示されていなかったものの、退職給付意見書の中でその考え方が示され、また、その後に公表された企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」などの中で取扱いが定められていた。平成 24 年改正会計基準での定義（第 4 項参照）<u>及び</u>会計処理（第 31 項参照）は、こうした従来</p>	<p>確定拠出制度の会計処理及び開示</p> <p>78. 確定拠出制度の会計処理については、平成 10 年会計基準では明示されていなかったものの、退職給付意見書の中でその考え方が示され、また、その後に公表された企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」などの中で取扱いが定められていた。平成 24 年改正会計基準での定義（第 4 項参照）、<u>会計処理及び開示</u>（第 31 項及び第 32 項参照）は、こうし</p>

改正後	改正前
<p>の考え方や取扱いを踏襲したものである。</p>	<p>た従来の考え方や取扱いを踏襲したものである。</p>
<p>確定拠出制度の開示 78-2. <u>定義及び会計処理と同様に、平成 24 年改正会計基準での確定拠出制度の開示は、従来の考え方や取扱いを踏襲したものである。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>78-3. <u>リスク分担型企業年金が導入され、複数の制度が会計上の確定拠出制度に分類されることを受けて、平成 28 年改正会計基準では、財務諸表利用者が確定拠出制度に分類される制度の内容を理解できるようにするために、「企業の採用する確定拠出制度の概要」及び「その他の事項」を注記事項として追加することとした (第 32-2 項参照)。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>適用時期等 80. <u>平成 24 年改正会計基準の適用によって生じ得る会計方針の変更には、次のものがある。</u> (省 略)</p>	<p>適用時期等 80. <u>本会計基準の適用によって生じ得る会計方針の変更には、次のものがある。</u> (省 略)</p>
<p>81. <u>前項に示した平成 24 年改正会計基準の適用により生じ得る会計方針の変更のうち、(1)については原則として当期純利益及び利益剰余金に影響を与えないことから (第 56 項参照)、年度末の財務諸表からの適用とする一方で、(2)はこれらに影響を与えることを踏まえ、期首からの適用とした。また、(3)について</u></p>	<p>81. <u>前項に示した本会計基準の適用により生じ得る会計方針の変更のうち、(1)については原則として当期純利益及び利益剰余金に影響を与えないことから (第 56 項参照)、年度末の財務諸表からの適用とする一方で、(2)はこれらに影響を与えることを踏まえ、期首からの適用とした。また、(3)についても当期純利益に</u></p>

改正後	改正前
<p>も当期純利益に影響を与え得ることから、(2)と併せて適用することとした（第 34 項及び第 35 項参照）。</p>	<p>影響を与え得ることから、(2)と併せて適用することとした（第 34 項及び第 35 項参照）。</p>
<p>82. 過去の財務諸表に対して、<u>平成 24 年改正</u>会計基準が定める新たな会計処理の遡及適用（企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 4 項(9)）を求める場合、変更後の未認識数理計算上の差異の残高を算定するために、平成 10 年会計基準の適用と制度の開始のいずれか新しい方の時点以後の各事業年度の退職給付債務をすべて再計算するという過度な負担が生じることになるため、過去の財務諸表への遡及適用は求めないこととした（第 37 項参照）。</p> <p>なお、退職給付債務及び勤務費用の定め（第 16 項から第 21 項参照）の適用初年度（第 38 項参照）後において、正当な理由により退職給付見込額の期間帰属方法を変更する場合には、原則として、企業会計基準第 24 号第 6 項(2)の定めに従って遡及適用することになる。</p>	<p>82. 過去の財務諸表に対して、<u>本</u>会計基準が定める新たな会計処理の遡及適用（企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 4 項(9)）を求める場合、変更後の未認識数理計算上の差異の残高を算定するために、平成 10 年会計基準の適用と制度の開始のいずれか新しい方の時点以後の各事業年度の退職給付債務をすべて再計算するという過度な負担が生じることになるため、過去の財務諸表への遡及適用は求めないこととした(第37項参照)。</p> <p>なお、退職給付債務及び勤務費用の定め（第 16 項から第 21 項参照）の適用初年度（第 38 項参照）後において、正当な理由により退職給付見込額の期間帰属方法を変更する場合には、原則として、企業会計基準第 24 号第 6 項(2)の定めに従って遡及適用することになる。</p>
<p>84. <u>平成 24 年改正</u>会計基準の適用にあたっては、過去の期間の財務諸表に対する遡及処理は行われたい（第 37 項参照）。したがって、<u>平成 24 年改正</u>会計基準が定める新たな注記事項（第 30 項参照）についても、過去の期間に対する財務諸表の組替え（企</p>	<p>84. <u>本</u>会計基準の適用にあたっては、過去の期間の財務諸表に対する遡及処理は行われたい（第 37 項参照）。したがって、<u>本</u>会計基準が定める新たな注記事項（第 30 項参照）についても、過去の期間に対する財務諸表の組替え（企業会計基準第 24 号第 4 項</p>

改正後	改正前
<p>業会計基準第 24 号第 4 項(10))を行わないことに留意が必要である。</p>	<p>(10))を行わないことに留意が必要である。</p>
<p>85. <u>平成 24 年改正</u>会計基準の適用時期に関して、公開草案の段階では、第 80 項(2)及び(3)を除く事項(第 80 項(1)など)については平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から、第 80 項(2)及び(3)については平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとしていたが、公開草案に対して寄せられたコメントの中には、<u>平成 24 年改正</u>会計基準を導入するための実務上の受入準備が整わないという意見があった。さらに、個別財務諸表を巡る審議状況なども踏まえて検討した結果、第 80 項(2)及び(3)を除く事項(第 80 項(1)など)については平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとし、これに併せて、早期適用についても、<u>平成 24 年改正</u>会計基準を公表後に関係各方面にて準備する期間を一定程度確保する観点から、適用時期を見直した(第 34 項参照)。また、第 80 項(2)及び(3)については平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとしたが、審議の過程では、数理計算の準備状況(適用上の判断に係る準備も含む。)等から当該年度の期首からの適用が困難となる場合も懸念されるという意見があったことを踏まえ、当該年度の期首から第 80 項(2)及び(3)の定めを適用することが実務上困難な場合には、所定の注記を行うことを条件に、</p>	<p>85. <u>本</u>会計基準の適用時期に関して、公開草案の段階では、第 80 項(2)及び(3)を除く事項(第 80 項(1)など)については平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から、第 80 項(2)及び(3)については平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとしていたが、公開草案に対して寄せられたコメントの中には、<u>本</u>会計基準を導入するための実務上の受入準備が整わないという意見があった。さらに、個別財務諸表を巡る審議状況なども踏まえて検討した結果、第 80 項(2)及び(3)を除く事項(第 80 項(1)など)については平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとし、これに併せて、早期適用についても、<u>本</u>会計基準を公表後に関係各方面にて準備する期間を一定程度確保する観点から、適用時期を見直した(第 34 項参照)。また、第 80 項(2)及び(3)については平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとしたが、審議の過程では、数理計算の準備状況(適用上の判断に係る準備も含む。)等から当該年度の期首からの適用が困難となる場合も懸念されるという意見があったことを踏まえ、当該年度の期首から第 80 項(2)及び(3)の定めを適用することが実務上困難な場合には、所定の注記を行うことを条件に、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からの適用</p>

改正後	改正前
<p>平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からの適用も認めることとした（第 35 項参照）。</p>	<p>も認めることとした（第 35 項参照）。</p>
<p>（個別財務諸表における当面の取扱い）</p> <p>86. 公開草案に対して寄せられたコメントの中には、<u>平成 24 年改正会計基準</u>を個別財務諸表へ適用することについて慎重に検討すべきという意見があり、とりわけ公開草案で提案された内容のうち、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用（以下「未認識項目」という。）を負債計上する取扱いは、重要な論点として審議された。また、本論点は単体検討会議においても議論され、当該会議の報告書では、年金法制との関係の観点や分配可能額に影響を与える可能性等を踏まえ、慎重に対処し連結先行も含め何らかの激変を緩和する措置を講ずる必要があるという方向性の考え方が示された。</p>	<p>（個別財務諸表における当面の取扱い）</p> <p>86. 公開草案に対して寄せられたコメントの中には、<u>本会計基準</u>を個別財務諸表へ適用することについて慎重に検討すべきという意見があり、とりわけ公開草案で提案された内容のうち、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用（以下「未認識項目」という。）を負債計上する取扱いは、重要な論点として審議された。また、本論点は単体検討会議においても議論され、当該会議の報告書では、年金法制との関係の観点や分配可能額に影響を与える可能性等を踏まえ、慎重に対処し連結先行も含め何らかの激変を緩和する措置を講ずる必要があるという方向性の考え方が示された。</p>
<p>平成 24 年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</p> <p>90. 平成 24 年改正会計基準により、当委員会が公表した会計基準等については、(1)から(14)の修正を行っている（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。</p> <p>(1) <u>（削除）</u></p> <p>(2) <u>（省略）</u></p>	<p>本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</p> <p>90. 平成 24 年改正会計基準により、当委員会が公表した会計基準等については、(1)から(14)の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。</p> <p>(1) <u>企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」</u></p>

改正後	改正前
(3) <u>(削除)</u>	(省略)
(4) <u>(削除)</u>	(2) (省略)
(5) (省略)	(3) <u>企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」</u>
(6) <u>(削除)</u>	(省略)
(7) <u>(削除)</u>	(4) <u>企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に</u>
(8) <u>(削除)</u>	<u>関する会計処理」</u>
(9) <u>(削除)</u>	(省略)
(10) (省略)	(5) (省略)
(11) <u>(削除)</u>	(6) <u>企業会計基準適用指針第 8 号「貸借対照表の純資産の部の</u>
(12) <u>(削除)</u>	<u>表示に関する会計基準の適用指針」</u>
(13) (省略)	(省略)
(14) (省略)	(7) <u>企業会計基準適用指針第 9 号「株主資本等変動計算書に關</u>
	<u>する会計基準の適用指針」</u>
	(省略)
	(8) <u>企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事</u>
	<u>業分離等会計基準に関する適用指針」</u>
	(省略)
	(9) <u>企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する</u>
	<u>会計基準の適用指針」</u>
	(省略)
	(10) (省略)
	(11) <u>実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理</u>

改正後	改正前
	<p><u>に関する実務上の取扱い</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(12) <u>実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(13) (省 略)</p> <p>(14) (省 略)</p>
<p><u>平成 28 年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</u></p> <p>91. <u>平成 28 年改正会計基準により、当委員会が公表した会計基準等については、(1)から(3)の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。</u></p> <p>(1) 企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」第 23 項第 2 段落</p> <p>我が国における従業員のための企業年金には、確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度（規約型及び基金型）、適格退職年金制度、厚生年金基金制度などがあるが、いずれの場合でも、掛金の拠出を除き、会社と直接取引を行わないのが通常である。また、従業員のための企業年金に対する会社からの掛金の拠出（退職給付信託の設定を含む。）は、関連当事者の開示の趣旨に鑑み、開示対象の取引には該当</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>しないと考えられる。このため、我が国の企業年金に関しては、関連当事者との取引として開示対象となるような取引は通常生じないものと考えられる。</p> <p>(2) 企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」</p> <p>① 第 53 項 「企業の採用する退職確定給付制度の概要」(会計基準第 30 項(2))には、企業の採用する退職確定給付制度の種類の一般的説明を記載する。</p> <p>② 第 62 項(2) 退職確定給付制度の概要として、簡便法を適用した制度の概要</p> <p>③ [開示例 1] 確定給付制度及び確定拠出制度に係る注記 (退職給付に係る注記)の「1. 採用している退職給付制度の概要(第 53 項参照)」を「1. 採用している退職給付制度の概要(会計基準第 30 項(2)及び第 32-2 項)(第 53 項参照)」、「3. 確定拠出制度(会計基準第 32 項)」を「3. 確定拠出制度(会計基準第 32-2 項)」と修正する。</p> <p>④ [開示例 3] 複数事業主制度に係る注記 (退職給付に係る注記)の「2. 確定拠出制度(会計基準第 32 項及び第 33 項(2))」を「2. 確定拠出制度(会計基準第 32-2 項及び第 33 項(2))」と修正する。</p>	

改正後	改正前
<p>(3) 実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」</p> <p>① Q1のA第1段落 適用指針第1号第4項において、退職給付制度の「終了」とは、以下の場合をいうとしている。</p> <p>(1) <u>退職金規程の廃止、厚生年金基金の解散、基金型確定給付企業年金の解散又は税制適格退職規約型確定給付企業年金制度の全部解除終了</u>のように退職給付制度が廃止される場合。</p> <p>(2) 退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合。なお、「支払等」には、以下のものが該当する。</p> <p>① <u>年金資産からの支給又は分配（適用指針第1号第21項）</u></p> <p>② <u>事業主からの支払又は現金拠出額の確定</u></p> <p>③ <u>確定拠出年金退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類される退職給付制度への資産の移換（適用指針第1号第19-2項、第22項及び第23項）</u></p> <p>② Q3のA第1段落 適用指針第1号第11項に掲げられている例を踏まえれば、退職給付制度の終了の時点は、具体的に以下のように考えられる。</p>	

改正後			改正前
	事象	終了の時点	
(1)	退職金規程を廃止する場合	退職金規程の廃止日	
(2)	厚生年金基金制度又は基金型確定給付企業年金を解散する場合	厚生年金基金制度又は基金型確定給付企業年金の解散の日	
(3)	税制適格退職規約型確定給付企業年金制度を全部解除終了する場合	税制適格退職規約型確定給付企業年金制度の廃止日	
(4)	確定給付年金制度において、年金資産からの分配が行われる場合	分配を伴う改訂規程等の施行日	
(5)	確定給付年金制度の一部について確定拠出年金制度へ資産を移換する場合	移換を伴う改訂規程等の施行日	
(6)	退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ資産を移換する場合	移換を伴う改訂規程の施行日	
(7)	退職一時金制度の一部を給与として支払う方法への変更等に伴って、過去勤務期間分の一部を支払う場合	改訂規程の施行日	
③ Q4 及び Q4 の A			

改正後	改正前
<p data-bbox="293 288 1070 424">Q4 税制適格退職年金制度における「併せ給付」や退職一時金制度を廃止した場合における退職金の分割支払の会計処理は、どのように行うか。</p> <p data-bbox="293 485 1084 1331">A 税制適格退職年金制度において給付の減少が行われた場合、原則として、減少分の年金資産は従業員に分配されるが、労働組合又は加入者の過半数の同意を得て、加入者別に給付すべき額及び退職時に給付することを年金規程の附則に明記した場合には、年金資産の分配を退職時に本来の給付と併せて行うことができる（以下「併せ給付」という。）。この場合、個人毎に支払額が算定され分配される額が確定したことに着目して退職給付制度の終了が生じたものとする見解もある。しかし、併せ給付部分を含む税制適格退職年金制度は存続していることや、退職時期は改訂規程等の施行日から相当期間離れていると考えられるため年金資産の運用リスクは事業主に残っていること、従来と同様に具体的な支払時期等は確定していないことから、退職給付制度の終了の処理を行わず、当該併せ給付部分に対応する義務を引き続き退職給付に係る負債として取り扱うことが適当であると考えられる。したがって、規程等の改訂日現在で退職給付債務の減額の測定が行われ（Q6のA参照）、また、当該改訂が行われる前に発生した未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基</p>	

改正後	改正前
<p>準変更時差異の未処理額については、従前の費用処理年数及び費用処理方法を継続して適用する。</p> <p>また、退職一時金制度を廃止した場合には終了に該当する (適用指針第1号第4項) ことから、廃止による退職金の支払を分割して行う場合でも、退職金規程の廃止日に退職給付制度の終了の会計処理を行うこととなる。この際、支払予定額は、未払金として計上することとなる。ただし、退職一時金制度を廃止するとはいっても過去勤務に係る部分を依然として退職時に支払うこととしているときには、従来と同様に退職時点等が確定していないことから、前段の併せ給付の場合と同じように、退職給付制度の終了の処理を行わず、当該支払予定部分に対応する義務を引き続き退職給付に係る負債として取り扱うことが適当であると考えられる。</p>	

以 上